

# 委託契約書(案)

愛媛県立衛生環境研究所（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

## （委託事業）

第1条 甲は、県民参加型の生物相調査委託業務（以下「委託事業」という。）を別添「県民参加型の生物相調査事業委託業務仕様書」により乙に委託し、乙はこれを受託する。

## （委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税 金\_\_\_\_\_円含む）を支払う。ただし、第9条の規定に基づく収支決算の支出金額がこの額を下回る場合は、収支決算の支出合計金額を支払う。

## （委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和8年3月16日までの間に委託事業を行うものとする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## （再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## （事業計画書の提出）

第6条 乙は契約締結後速やかに事業計画書（様式1号）に収支予算書（様式第2号）を添えて甲に提出し、承認を受けるものとする。

## （事業計画の変更）

第7条 乙は事業計画書の内容を変更するときは、事前に事業変更計画書（様式第3号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の20%以内の流用並びに消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りではない。

## （調査等）

第 8 条 甲は必要と認める時は、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第 9 条 乙は、委託事業を完了したときは、遅延なく事業実績報告書(様式第 4 号)に収支決算書(様式第 5 号)を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払い)

第 10 条 前条第 2 項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第 6 号)により請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式 7 号)により、請求するものとする。

(契約保証金)

第 12 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第 9 条第 2 項の検査に合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1)この契約に違反したとき。

(2)委託事業を遂行することが困難であるとき。

(3)乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 3 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む)であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 15 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4  
愛媛県立衛生環境研究所  
所長 四宮 博人

乙 住所  
商号または名称  
代表者

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

県民参加型の生物相調査事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した県民参加型の生物相調査事業について、  
委託契約書第 6 条の規定に基づき、事業計画を次のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書 別紙収支予算書のとおり
- 4 その他

様式第 2 号 (第 6 条関係)

県民参加型の生物相調査事業収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	備考
	円	
計		

2 支出の部

区分	予算額	備考
	円	
小計		
消費税及び地方消費税の額		
合計		

様式第 3 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

県民参加型の生物相調査事業変更計画書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった県民参加型の生物相調査事業計画書を次のとおり変更したいので、委託契約書第 7 条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 収支予算書

（注）変更のない項目については、省略することができる。

様式第 4 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

県民参加型の生物相調査事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した県民参加型の生物相調査事業について、  
委託契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 収支決算書 別紙収支決算書のとおり
- 4 その他

様式第 5 号 (第 9 条関係)

県民参加型の生物相調査事業収支決算書

1 収入の部

区分	決算額	備考
	円	
計		

2 支出の部

区分	決算額	備考
	円	
小計		
消費税及び地方消費税の額		
合計		



様式第 6 号 (第 10 条関係)

県民参加型の生物相調査事業委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付で契約を締結した県民参加型の生物相調査事業に係る委託料について、委託契約書第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 \_\_\_\_\_ 円也

内訳	委託料金	金 _____ 円也
	前金払受領済額	金 _____ 円也
	今回請求額	金 _____ 円也

様式第7号 (第11条関係)

県民参加型の生物相調査事業委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県立衛生環境研究所長 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付で契約を締結した県民参加型の生物相調査事業に係る委託料について、委託契約書第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	委 託 料 金	<u>金</u>	円也
	前金払受領済額	<u>金</u>	円也
	今 回 請 求 額	<u>金</u>	円也
	残 額	<u>金</u>	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

## 【別記】

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」とい

う。)してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

#### （派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### （資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### （個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

#### （実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

#### （指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### （事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそ

れがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

# 県民参加型の生物相調査事業仕様書

## 1. 業務の内容

### (1) 業務名

県民参加型の生物相調査事業

### (2) 業務の目的

県民参加による生物相調査及びデータベースの作成や、普及啓発を通じて、自然環境に対する県民の理解を深め、環境保全に対する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を実践し、次世代に引き継ぐことを目的とする。

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日(月)まで

## 3. 事業の内容

本事業は、次に掲げる項目について実施するものとする。

### (1) 生物相調査に係る委員会運営

事業受託者は、各分類群における有識者を委員とする愛媛県生物相調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査の内容・体制・方法等について協議し、調査計画を作成するとともに、進捗を確認する。

- ① 名称: 愛媛県生物相調査委員会
- ② 構成員: えひめの生物多様性保全推進委員会、野生動植物専門部会員等の有識者10名程度
- ③ 任務: 調査計画の作成及び進捗管理、委員会運営
- ④ 回数: 年2回程度(調査計画の作成<5月>、進捗確認<2月>、その他)

### (2) スキルアップ研修(人材育成)

データベースへの情報収集を加速化させるため、過去の自然観察会経験者や学校関係者、行政職員などを対象としたセミナーや実習等を行い、調査技術の向上を図る。

- ① 研修項目: 県RL種、県特定希少野生動植物、特定外来生物等
- ② 研修内容: 現地研修、室内研修
- ③ 実施回数: 8回程度

### (3) 県立自然公園の生物相基礎調査の実施

気候変動の影響が出やすい高標高地や、津波や海面上昇等の影響により消失する可能性がある県立自然公園の動植物の生息状況について集中的に調査を実施し、生物相の情報を蓄積する。

#### ア 生物相基礎調査

生物相調査データの蓄積を図るため、委員会構成員と委員会が指名した調査協力員(以下「協力員」という。)を中心に生物相基礎調査を実施する。

(ア) 調査対象地域: 四国カルスト県立自然公園

(イ) 調査対象及び調査方法(全ての調査対象の文献調査を含む)

- ① 哺乳類: 捕獲調査(夏季、秋季)、自動カメラ撮影(通年)
- ② 鳥類: 繁殖調査(夏季)、越冬調査(冬季)共に目視調査
- ③ 両生爬虫類: 目視調査(通年)
- ④ 昆虫類: 捕獲・トラップ調査(通年)、鳴き声調査(通年)  
標本作成
- ⑤ 高等植物: 目視調査(通年)、標本作成
- ⑥ その他分類群: 希少種、外来種

#### イ 自然観察会のコンテンツ開発(普及啓発)

生物相基礎調査の調査結果等を反映した自然観察会のコンテンツ開発を行い、ア 生物相基礎調査時に実施する。

#### (4) 生物相データベースの作成及び普及啓発

##### ア データベースへの情報集積

各調査結果と、公共事業で実施される環境影響調査等の情報等を併せて、生物相データベースに整理する。また、委員会委員と協力員は県 RL 掲載種および、情報が不足している海岸域、干潟域の調査を重点的に実施することで、データベースの充実化を図る。

##### イ 啓発資料の作成と普及啓発

生物相データベースを活用した県民向けの啓発資料用データを作成する。併せて県民向け普及啓発イベントで本取組を広報することにより、一般県民の地域の生態系への興味・関心を高める。

### 4. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

### 5. 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができるが、再委託先は企画提案公募実施要領5の要件を全て満たすこととし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

### 6. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### 7. 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

### 8. その他

業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施すること。